

OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）管理・運営計画策定業務委託公募型プロポーザル
事前対話に係る質問内容と回答

2025年（令和7年）2月28日（金曜日）から2025年（令和7年）3月4日（火曜日）の間に実施した事前対話に係る質問（事前対話質問書の質問を含む。）に対する回答を公表します。

参加表明書等の提出に当たっては、質問内容と回答を必ず確認してください。

事前対話参加者総数：計12者（対面参加：11者、オンライン参加：1者）

※複数者によるグループで参加している場合もあります。

【備考】

※質問番号1から30までは、事前対話質問書の質問内容になります。質問番号31以降は、事前対話内での質問内容になります。

※事前対話に係る質問（事前対話質問書の質問を含む。）への回答については、公募要領等に関する質問書への回答と同様の取り扱いとします。

※回答の公表に当たり、提出があった事前対話質問書の質問内容について、誤字の修正や表現の統一を図っています。

※公募要領等に関する質問書への回答は、別途公表します。

2025年（令和7年）3月14日（金曜日）公表

質問番号	書類名	ページ	項目	質問内容	回答
1	公募要領	7	3.後続業務	(1)、(2)、(3)それぞれの予定上限金額は想定されていますでしょうか。されていれば具体的な金額を明示いただければと思います。	後続業務について、現時点で予定金額は、設定していません。 管理・運営計画及び基本設計の検討において、業務内容等の整理を行い、積算していくものと考えています。
2	公募要領	8	4.全体連絡調整	市と管理・運営予定者及び基本設計者の三者で組織する会議は月2回ほどのことですが、委託ごとに行う会議の開催頻度はどのくらいを想定されているかご教示ください。	委託ごとに行う会議は、1～2週間に1回程度を想定していますが、検討内容や時期等によって、必要な回数を開催するものと考えています。
3	公募要領	8	6.提案上限額	提案上限額の積算に対して、貴市のお考えや根拠をご教示ください。	複数の参考見積に基づき、算出内容を精査して上限額を設定しています。
4	公募要領	9	6.提案上限額	「市は、予算の都合上、その他の必要があるときは、提案上限額を変更できるものとします」とありますが、提案上限額が変動する要因の想定などはあるのでしょうか。	現時点では、変動する要因はありません。
5	公募要領	10	1.用語の定義	キュレーション担当企業、オペレーション担当企業、コンテンツ担当企業の各定義において、「本プロジェクトへの投資」とありますが、事業者の当該投資（機会）とはどのようなケースを想定されておりますでしょうか。	マスタープランに記載のとおり、本プロジェクトを公民連携により進めるねらいの一つとして、民間主導によるエリア価値の創出・向上を期待しており、これを実現するための手段として、各担当企業の役割に「本プロジェクトへの投資」と記載しているものです。市としては、民間事業者にとつてのなにかしらのインセンティブ（動機）（イメージしやすいものとして収益を例示しています。）に基づく、主体的な取組（＝投資）が効果的かつ持続的なエリア価値の創出・向上を実現するものと考えています。（例えば、インセンティブを「収益」と捉えた場合、単純に収益の一部を還元してほしいというわけではなく、収益拡大のための事業者の主体的な取組が、副次的にエリア価値の向上に寄与し、行政、市民を含めた三方良しとなる仕組みが理想であると考えています。）
6	公募要領	10	1.用語の定義	表下部に「※オペレーション担当企業及びコンテンツ担当企業は、キュレーション担当企業が兼ねて担う場合も想定されます。」とありますが、オペレーション担当企業とコンテンツ提供担当企業も兼ねて担うことができるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	公募要領	11-12	3.(1)応募者の構成等	各担当企業の役割について、貴市の考える具体的な役割をご教示ください。	公募要領P.10「1.用語の定義」に記載のとおりです。
8	公募要領	12	3.(2)応募者の資格要件	図書館は重要なコンテンツと思われますが、資格要件に図書館の実績を求めているのは何故でしょうか。	図書館は、本プロジェクトにおける重要なコンテンツの一つであると考えており、ビジョンを実現するための3つのポイントにある、「ヒト・モノ・コトをシームレスにつなげる」媒介となり得るものと捉えています。応募者の資格要件の設定に当たっては、本件公募型プロポーザルが供用開始後の管理・運営を担う主体となる事業者の選定を趣旨としていること、その他に、応募者の構成（チーム組成）に係る難易度、事業費のウエイト、検討プロセス等を総合的に勘案した上で、必要最低限の運営業務実績を資格要件として設定しています。
9	公募要領	12	3.(2)応募者の資格要件 a※	国交省告示第8号別添二の、「劇場」および「集会場、コミュニティセンター」の定義はありますか。条例で「ホール」と呼ばれるものは劇場なのか、市民ギャラリーはコミュニティセンターにあたるのか等、ご教示ください。	「国交省告示第8号別添二」は、国土交通省における典型的な施設類型の例として示されているものであり、明確な定義はありませんが、現在の藤沢市民会館の大・小ホールと同等の機能を有し、音楽ホール等の機能（音響、舞台設備、照明設備等）を有するものを「劇場」として取り扱います。 質問内容に記載のある「条例で「ホール」と呼ばれるものは劇場なのか」については、上記取り扱いを踏まえて判断します。 なお、市民ギャラリーは、第五号第2類の「展示施設（資料館）等」に当たるものと考えています。
10	公募要領	19	5.(6)プレゼンテーション審査＋書類審査（二次審査）	一般的な「質疑応答」ではなく、「ダイアログ（対話）」と表現されている理由・意図についてご教示ください。また撮影されたプレゼンテーション・ダイアログの内容はどこかで公開されるのでしょうか。	一問一答形式ではなく、ファシリテーター（進行役）の進行のもと、審査選定委員と応募者が対話するような形式とすることで、より提案内容を深掘りすることにつながることを期待しています。ダイアログ（対話）の内容は、審査講評において使用します。 なお、撮影した動画は、現時点で公開することは考えていません。
11	公募要領	19	5.(6)プレゼンテーション審査＋書類審査（二次審査）	プレゼンテーションおよびダイアログ（対話）は、業務責任者、業務担当、キュレーターが主体で行うとありますが、参加可能なのはその3人のみということでしょうか。それとも、3人を主体として何人まで、といった制限はありますか。	業務責任者、業務担当者、キュレーターを含めた合計8名までの参加を可とすることで調整を進めています。 なお、実施方法等の詳細は、後日公表予定の実施要領で示します。
12	公募要領	20	6.公表資料及び参考資料【参考資料】	参考資料については、参加表明書等の提出都度、各社毎にデータ開示となるのでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、参考資料「資料3-1」及び「資料3-2」に限り参加表明書等の提出前に開示するものとします。開示を希望する場合は、問い合わせ先（審査選定委員会事務局）まで電子メールにてご連絡ください。電子メールの件名欄には必ず「【OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）管理・運営計画策定業務委託公募型プロポーザル 参考資料3-1及び3-2事前開示依頼】」と記してください。
13	公募要領	21	6.公表資料及び参考資料【参考資料】	「資料3-1」及び「資料3-2」は、重要な資料であり、早めに検討をしたいので、参加表明前に開示いただくことは可能でしょうか。	参考資料「資料3-1」及び「資料3-2」に限り参加表明書等の提出前に開示するものとします。開示を希望する場合は、問い合わせ先（審査選定委員会事務局）まで電子メールにてご連絡ください。電子メールの件名欄には必ず「【OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）管理・運営計画策定業務委託公募型プロポーザル 参考資料3-1及び3-2事前開示依頼】」と記してください。

質問番号	書類名	ページ	項目	質問内容	回答
14	公募要領	25	1.(1)本プロジェクトに係る基準額及び上限額 ア 供用開始後の管理・運営に係る基準額	「基準額となる『現在の』管理・運営費の算出」「既存施設の、、支出合計、、」という記載から、算定時点は2024年度時点ということで、ここにさらに物価・人件費上昇分が加わるという認識でよろしいでしょうか。（整備や管理運営の内容による増減要素のほかに）	「供用開始後の管理・運営に係る基準額」は、①管理・運営計画の検討に当たって、ランニングコストの上振れを防ぐこと、②基本設計に当たって、想定するランニングコストに相応しない過剰な施設設計（規模、仕様等）を抑制すること、③本公募の応募者に対する事業規模の指標となることの3点を目的として示したものです。この算出は、令和5年度までの実績に基づくものであり、質問内容に記載のとおり、供用開始時期を踏まえた物価・人件費上昇分は考慮していません。当該上昇分は、適切に反映すべきものと考えていますが、単純に加算することではなく、管理・運営計画の策定及び基本設計の実施に当たり、管理・運営費の縮減や歳入増の検討などを行いながら、適切な管理・運営費を定めていきます。
15	別添資料1 管理・運営計画策定業務委託仕様書	3-4	1.1 業務内容 (4)市民参画プラットフォームへの協力・参画業務 ア 市民参画プラットフォームへの協力・参画	「市民参画プラットフォーム」について藤沢市様側で整備される認識ですが、その後の運営について事業者側に一任もしくは引き継がれるということでしょうか。	「別添資料3 市民参画プラットフォーム概要」に記載のとおり、令和7、8年度は、管理・運営予定者及び基本設計と協力し、市が主体となって、コンテンツなどの実験・検証を行いながら、市民参画の土台作りを行います。市民参画プラットフォームの令和9年度以降のあり方は、令和7、8年度の間に、管理・運営予定者からの提案、意向等を踏まえ、整理したいと考えています。供用開始後、最終的には、市及び管理・運営者がサポートしながら、市民が主体となり自走していくことが理想であると考えています。なお、企画提案では、市民参画プラットフォーム概要を踏まえつつ、コンテンツの実験・実証以外にも、当該プラットフォームを活用したその他の取り組みに関する提案も期待しています。
16	別添資料1 管理・運営計画策定業務委託仕様書	6	2.5 業務計画書	業務計画書について、契約締結後、7日以内の提出が示されております。計画書の策定期間として、短期間での作成になると推察しますが、検討業務内容や詳細工程、業務フローチャートなどは、業務遂行の過程で内容の変更・更新が可能と考えてよろしいでしょうか。	業務計画書の変更等は、市との協議の上、必要に応じて可能と考えています。
17	別添資料1 管理・運営計画策定業務委託仕様書	6	2.7 再委託の禁止	再委託について確認させてください。仕様書と公募要領P26で若干書き方が違うのですが、結論としては、市に承諾を得れば業務の一部再委託は可能という理解でよろしいでしょうか。また、「ただし、」以降の文章の意味について確認したいです。	ご認識のとおりです。ただし書きについては、記載のとおり、「①キュレーション担当企業が担う業務は再委託することができない」、「②再委託できる部分は、キュレーション担当企業が担う業務以外の業務で、一部かつ業務の主要な部分を除く部分であること」としています。
18	別添資料1 管理・運営計画策定業務委託仕様書	7	2.8 業務責任者等	業務責任者等を、参加表明書等の提出時点で決定する必要があると読み取れますが、決定時期の変更について、ご検討いただくことはできますでしょうか。	参加表明書等の提出書類に基づき、資格要件確認審査を行うため、参加表明書等の提出以降、原則、業務責任者等を変更することはできません。ただし、病休、死亡、退職等、その他やむを得ない理由により、業務責任者等を変更しなければならない場合は、企画提案書等の受付締め切りまでに、変更する業務責任者等に係る参加資格確認申請時の提出書類をすべて添付の上、問い合わせ先（審査選定委員会事務局）まで提出してください。なお、改めて資格要件確認審査を行い、資格要件を満たしていないと認められた場合は、その時点で失格とします。
19	別添資料1 管理・運営計画策定業務委託仕様書	7	2.8 業務責任者等 2.(1)	業務担当者の運営実績について、どのような立場で運営マネジメントに関わっていた実績であれば該当するのか、具体例をご教示ください。	現場運営や企画立案、バックオフィス等に関する業務をはじめ、業務仕様書の検討・作成等に関与している立場であれば、業務責任者、業務担当者等、役職名は問いません。
20	別添資料2 コンテンツ及び管理運営計画項目（案）	5	2.管理・運営計画項目（案）	情報環境（DX関連）の項目に、「情報環境計画策定業務」と記載がありますが、この策定業務委託者も存在するという理解でよいでしょうか。	基本設計の業務に含んでいます。
21	別添資料2 コンテンツ及び管理運営計画項目（案）	5	2.管理・運営計画項目（案）	収益施設・収益事業の項目に、（広告事業等、現在、禁止事項となっている内容も含め導入可能性を検討する。）と記載がありますが、現在、禁止事項となっている内容についてお聞かせいただけますでしょうか。	各施設に係る例規等において、危険行為などを禁止するほか、収益に関わる事項として、広告、宣伝や物販の制約、観覧料・入場料徴取の制約等について、規定されています。
22	別添資料6 業務委託契約書（案）	-	(契約保証金) 第5条	契約保証金の有無について 本案件は、「免除の場合」に含まれるのか。有りの場合は金額感を知りたい。	契約保証金について、藤沢市契約規則第28条第2項第2号に該当する場合は、免除となります。なお、該当しない場合は、契約金額の100分の10を契約保証金として納付する必要があります。
23	別添資料7 審査選定基準	2	2.(1)審査項目	「本プロジェクトの検討プロセスにおいて、管理・運営予定者と基本設計者が協働して計画の策定や設計に携わることで発揮できる強みや効果が具体的に示されており、既成概念にとらわれない応募者ならではの独自性が期待できるか。」とありますが、貴市として、本公募の段階で示せる具体的な提案のイメージをご教示ください。	企画提案に係る内容のため、お答えできません。
24	別添資料7 審査選定基準	4	2.(1)審査項目	「マネタイズの実現に対して積極的な姿勢が見られるか。また、行政では想定し得ないような応募者の独自性を活かしたマネタイズの実現が期待できるか。」とありますが、貴市としてのマネタイズの実現イメージをご教示ください。	企画提案に係る内容のため、お答えできません。
25	別添資料8 申請様式一式 様式2-6 管理・運営予定者に係る資格要件確認書	-	-	「実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、当該業務に関与したことを証する業務計画書等）を添付してください。」とありますが、証明書類としてどの程度を想定しているのでしょうか。（実績が証明できる契約書の一部で足りるのか、施設パンフレットでも差し支えないか等）	応募者の資格要件を確認するため、「別添資料8 申請様式一式（様式2-6）管理・運営予定者に係る資格要件確認書」に、運営業務実績を確認できる書類を添付してください。原則、契約書の写しのほかに、業務計画書等において、実績要件aについては、代表企業で確認できる書類の写し、実績要件bについては、劇場等に係る運営業務を担当していることが確認できる書類の写しを提出してください。また、「別添資料8 申請様式一式（様式2-7）業務責任者等に係る資格要件確認書」に、業務責任者等が当該業務に関与していることを確認できる書類を添付してください。原則、契約書の写しのほかに、業務計画書の実施体制等において、当該業務責任者等が配置されていることを確認できる書類の写しを提出してください。なお、いずれの提出書類も実績が確認できる部分のみ（一部抜粋）で構いません。業務責任者等について、業務計画書の実施体制等において、明確に証明することができない場合は、それに代わる書類を提出いただき、提出書類の要件として見なせるか否か、事務局で個別に判断します。その際、必要に応じて追加で書類提出を求める場合があります。
26	別添資料8 申請様式一式 様式2-7 業務責任者等に係る資格要件確認書	-	-	キュレーターの業務実績について、記載対象業務の分野、個別のプロジェクト名称なのか業務の種類なのか、現所属組織以外での実績も含むのか等を確認させてください。	記載の範囲は問いません。本業務の実施に当たって活かすことができると考える業務の実績を記載してください。

質問番号	書類名	ページ	項目	質問内容	回答
27	別添資料8 申請様式一式 様式2-7 業務責任者等に係る 資格要件確認書	-	-	業務責任者、業務担当者、キュレーターの「経験年数」とは、何についての経験年数でしょうか。また、審査対象になるのでしょうか。	本業務の実施に当たって活かすことができると考える業務に従事した経験年数を記載してください。 なお、経験年数については、資格要件、審査対象とはしていません。
28	別添資料8 申請様式一式 様式3-3 参考見積書	-	-	「参考」見積書である意図や貴市のお考えをご教示ください。	提案内容の妥当性の確認及び提案審査における価格審査評価点の算出に用いるため、あくまで「参考」として記載しているものです。
29	-	-	-	市として参画希望企業同士のマッチング機会の場を提供するお考えがあるかどうかお聞かせください。	参画希望企業同士のマッチング機会の場を設ける予定はありません。
30	-	-	-	資材費ならびに人件費の高騰等が予想を大きく上回る場合、今後、本事業の中断、または中止に至る可能性があるのかお聞かせください。	今後、社会情勢の変化や市の財政状況等により、プロジェクトの遅れや中止の可能性はありますが、令和7年度末に現在の藤沢市民会館が休館することが決定しているため、利用者等への影響を踏まえ、令和13年4月の供用開始を目指し、着実なプロジェクトの推進に努めていきたいと考えています。
31	公募要領	1-3	2.(2)複合化する既存施設(機能)	延床面積の想定はありますでしょうか。	別途公募している基本設計委託公募型プロポーザルに係る「別添資料1 基本設計委託仕様書」で示しているとおり、想定延床面積は、16,220㎡程度としています。 ただし、当該延床面積は、基準額や提案上限額の算定のため、既存施設（機能）の延床面積をもとに算出したものであり、管理・運営予定者が策定する管理・運営計画及び施設条件書に基づき、検討するものとします。
32	公募要領	3	2.(3)整備対象とする施設（機能）	奥田公園の位置の変更は、可能という認識でよろしいでしょうか。	基本構想、マスタープランにおいて、次のとおり、配置条件及び外構計画における与条件を示しています。 ただし、位置の変更等に当たっては、都市計画変更等の手続きが必要となるため、変更する理由や計画の合理性等が求められます。 ・現在の面積（16,648.87㎡）を確保する。 ・分散配置は可能とするが、都市計画公園（10,170.92㎡）は一回で整備する。 ・地区計画上の地区施設である多目的広場及び都市公園は、周辺施設等の法適合（建築基準法に係る適用緩和（道路斜線制限））に支障のない範囲で配置変更可能とする。
33	公募要領	3	2.(3)整備対象とする施設（機能）	整備対象とする施設（機能）のうち、奥田公園については、周辺住民や利用者等にご意見を伺いながら、検討を進めていく想定でしょうか。	ご認識のとおりです。 現在の都市公園（近隣公園）としての位置付けもあるため、整備方針を含めて、周辺住民や利用者等の意見を踏まえて、検討すべきものと考えています。
34	公募要領	3-4	3.本プロジェクトの進め方	基本設計者との関係性について、管理・運営計画策定業務と基本設計業務が同時並行的に進んでいきますが、基本設計者がある程度主体的に動く想定なのでしょうか。	本プロジェクトの進め方として、提供するコンテンツや最適な管理・運営のあり方から考えることとしているため、管理・運営予定者が主体的に動くべきと考えています。基本設計者には、管理・運営計画等の内容を踏まえ、設計ヘフィードバックする役割を求めています。
35	公募要領	5	2.事業者選定の概要	管理・運営予定者、基本設計者、それぞれの優先交渉権者が決定した後、は、三者協定及び契約締結後、速やかに市を含めた三者で連携しながら業務を進めていくイメージでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
36	公募要領	7	3.後続業務	「指定管理者選定の手続きに当たっては、管理・運営予定者を対象に選定を行う予定です。」とされています。一方で、公募要領P.11「3.(1)応募者の構成等」では、公募段階ですべての担当企業を揃える必要はなく、市の承諾を得た上で、構成員の追加又は変更が可能であると読み取れますが、管理・運営予定者が選定する構成員を含めたグループが基本的に指定管理者として指定されるイメージでよろしいでしょうか。管理・運営予定者を対象に選定する場合であっても、令和11年度の指定管理者の選定手続きに当たっては、改めて提案を求める形になるのでしょうか。ちなみに、本業務の契約締結に際しては、議会の議決が必要になるのでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、あくまでも管理・運営予定者を対象に選定を行う予定だけで、指定管理者の指定は、通常どおり、指定管理者の選定手続きに必要な提案審査等の過程を経た上で、議会の議決を得る必要があります。 なお、本業務の契約締結に際して、議会の議決は不要です。
37	公募要領	7	3.後続業務	本業務以降の市民参画プラットフォームの運営について、基本的に市が予算を確保するものとし、管理・運営予定者に委託等を行われる想定でしょうか。	後続業務の「市民参画プラットフォーム及びプレ企画等運営実施協力業務」に必要な予算は、市が確保し、必要に応じて委託等を行う予定です。
38	公募要領	7	3.後続業務	指定管理者の指定について、議会の議決が得られない場合、また、指定管理者として選定することが不適当であるとされた場合、再公募されるお考えなのでしょうか。	ご認識のとおり、再公募を含め対応を検討します。
39	公募要領	8	4.全体連絡調整	本業務に係る定例会議（分科会等）の開催頻度はどのくらいを想定されているかご教示ください。また、定例会議には業務責任者等が毎回出席する必要があるという認識でよろしいでしょうか。企画政策課との会議以外にも施設所管課とのやりとりが生じるという理解でよろしいでしょうか。	業務責任者等は、可能な限り、毎回出席していただくものと考えています。開催頻度は、1～2週間に1回程度を想定していますが、検討内容や時期等によって、必要な回数を開催するものと考えています。企画政策課とのやりとりが基本になりますが、コンテンツや運営方法等の検討に当たり、機能集約・複合化する対象施設（機能）を所管する課等も会議に同席します。
40	公募要領	8	6.提案上限額	本業務については、2か年継続の委託になるという理解でよろしいでしょうか。業務内容やスケジュールを考えた際に、令和7年度の業務量が多いと感じますが、予算上の年割額も記載の金額で決定されているという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、公募要領で示す提案上限額の年割額の範囲で提案いただき、契約するものです。
41	公募要領	11	3.公募要件等	管理・運営計画策定業務委託は、複数の企業により構成されるグループとして、一方、別途公募している基本設計委託は、設計共同体（設計JV）の要件を求められていますが、その理由について、お考えをお聞かせください。	管理・運営計画策定業務委託は、計画策定に係る業務を担う事業者として、供用開始後の管理・運営を担う主体となる事業者を選定するため、構成員の追加又は変更があることを想定しています。これに伴い、JVの要件を付した場合に、手続き等が煩雑になる恐れがあることから、複数の企業により構成されるグループとし、JVの要件を付さないこととしています。
42	公募要領	12	3.(1)応募者の構成等	管理・運営計画策定業務委託と基本設計委託の両方の公募型プロポーザルに応募することは可能という理解でよろしいでしょうか。	応募者の資格要件を満たしていれば、可とします。 ただし、それぞれに業務に求められる役割、業務内容を十分ご理解いただいた上で、参加表明書等の提出書類において、当該業務における役割を明確に記載してください。その上で、業務に実質的に関与しないことが想定される場合、公募要領P.19「5.(7)応募者の失格」に規定する、「その他合理的な理由に基づき市及び審査選定委員会が不適当と認めた場合」に該当するものと判断し、当該応募者を失格とする可能性があります。
43	公募要領	12	3.(1)応募者の構成等	「本公募型プロポーザルの応募者は、本業務に当たって別途実施を予定する、「OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）アドバイザー業務委託公募型プロポーザル」の応募者となることはできません。」とありますが、本業務の実施に当たって、市に別途アドバイザーがつく予定なのでしょうか。	ご認識のとおりです。

質問 番号	書類名	ページ	項目	質問内容	回答
44	公募要領	12	3.(1)応募者の構成等	本業務の実施以降、構成員の追加及び変更ができると読み取れますが、本件公募型プロポーザルに応募し、優先交渉権者になれなかった企業が構成員に加わることも可能という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
45	公募要領	12	3.(2)応募者の資格要件	指定管理者としての運営業務実績で、一部業務委託として維持管理を担っている場合は、資格要件として認められますでしょうか。	一部業務委託の場合は、資格要件として認められません。
46	公募要領	12	3.(2)応募者の資格要件	座席数1,000席以上の劇場等の要件について、複数の施設の合計で1,000席以上の要件を満たしていれば、資格要件として認めていただくことはできないでしょうか。	複数の施設の合計では認められません。
47	公募要領	12	3.(2)応募者の資格要件 a「類似用途」	「2以上の用途を含むものを指す。」とありますが、各号の各類型ごとのの中から2種類以上という理解でよろしいでしょうか。それとも、記載されている各号各類型のすべての用途の中から2種類以上という理解でよろしいでしょうか。	後者のご認識のとおりです。
48	公募要領	13	3.(3)応募者の制限	直近1期分の決算において債務超過がある法人等は、応募者にならないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
49	公募要領	17	4.(9)応募に係る注意事項	「提出された企画提案書等の提出書類の著作権は、優先交渉権者が決定するまでの間、応募者に帰属します。」と記載がありますが、優先交渉権者決定以降も応募者に帰属されるものではないのでしょうか。	ご認識のとおりです。 優先交渉権者決定後も応募者に帰属されるものと考えます。
50	公募要領	18	5.(3)審査選定委員会	審査選定委員会の学識経験者（公民連携、建築／まちづくり）の委員について、不用意な接触を控えるため、ご教示いただけますでしょうか。	公表することによる不用な接触を控えるため、公表は差し控えていただきます。
51	公募要領	18	5.(3)審査選定委員会	審査選定委員に各庁内部長が名を連ねていますが、この事業に対する考え方に違い等はありませんでしょうか。	本件公募型プロポーザルの実施に当たり、審査選定委員会を計2回開催しており、公募要領、選定方法及び審査選定基準に係る審議を行っています。審査選定委員を含めて、本プロジェクトに対する考え方については、全庁的な理解が図られているものと考えています。
52	公募要領	19	5.(6)プレゼンテーション審査＋書類審査 (二次審査)	プレゼンテーション及びダイアログ（対話）について、市民の傍聴を可能としています。市民（在住・在学）であることをどのように確認するのでしょうか。	傍聴を希望する方は、事前に所定のフォームから参加申し込みをしていただき、申し込みの際に、氏名、住所、学校名（学生の場合）を記載いただくことを検討しています。
53	公募要領	19	5.(6)プレゼンテーション審査＋書類審査 (二次審査)	「プレゼンテーション及びダイアログ（対話）は、本事業の予定従事者である業務責任者、業務担当者及びキュレーターが主体で行うものとします。」とありますが、3名以外の出席は可能なのでしょうか。また、業務責任者等の3名が主体で行いながらも、3名以外の出席者が必要に応じて、説明や応対することは可能という認識でよろしいでしょうか。	公開プレゼンテーション及びダイアログ（対話）は、業務責任者、業務担当者及びキュレーターを含めた合計8名までの出席を可とすることで検討しています。また、業務責任者等の3人が主体的に説明をすることを求めています。それ以外の者が必要に応じて説明することを制限するものではありません。 なお、実施方法等の詳細は、後日公表予定の実施要領でお示しします。
54	公募要領	19	5.(6)プレゼンテーション審査＋書類審査 (二次審査)	ダイアログ（対話）の所要時間は、どの程度想定されているのでしょうか。	ダイアログ（対話）の所要時間は、35分程度を想定しています。 なお、実施方法等の詳細は、後日公表予定の実施要領でお示しします。
55	公募要領	19	5.(6)プレゼンテーション審査＋書類審査 (二次審査)	ダイアログ（対話）の所要時間は、どの程度想定されていますでしょうか。市民の傍聴を可能とされていますが、あくまでも傍聴だけという認識でよろしいでしょうか。	ダイアログ（対話）の所要時間は、35分程度を想定しています。また、市民の方は、傍聴のみの対応と考えています。 なお、実施方法等の詳細は、後日公表予定の実施要領でお示しします。
56	公募要領	19	5.(6)プレゼンテーション審査＋書類審査 (二次審査)	プレゼンテーションにおける動画（音声を含む。）には、説明用のパワーポイント資料は含まれるのでしょうか。説明用のパワーポイント等の使用可否を含めて、確認させてください。	プレゼンテーションにおいて、企画提案書に記載された文章及びイメージ図等のみを用いて作成された説明用パワーポイント（説明用スライド）の使用は、認めるものとします。 なお、公募要領に記載の「動画」は、当該説明用パワーポイント（説明用スライド）とは別に使用を認めているものであり、企画提案書を補完する内容のものに限り。動画の仕様、提出方法等の詳細は、後日公表予定の実施要領でお示しします。
57	公募要領	19	5.(6)プレゼンテーション審査＋書類審査 (二次審査)	「プレゼンテーションにおける動画（音声を含む。）の使用を認めます。」とありますが、説明用のパワーポイント（静止画）を含めて、使用してもよいという理解でよろしいでしょうか。	
58	公募要領	25	1.(1)本プロジェクトに係る基準額及び上限額	既存にとらわれず、市民がやりたいことを実現することを目指されている中で、予算の基準額や上限額が示されており、少し矛盾を感じますが、市のお考えをお聞かせください。	「供用開始後の管理・運営に係る基準額」は、①管理・運営計画の検討に当たって、ランニングコストの上振れを防ぐこと、②基本設計に当たって、想定するランニングコストに相応しない過剰な施設設計（規模、仕様等）を抑制すること、③本公募の応募者に対する事業規模の指標となることの3点を目的として示したものです。 マスタープランに記載のとおり、市の考えとしては、今後具体的な検討をしていく上で、持続可能な運営とするため、ランニングコストの意識は重要な要素の一つであると捉えています。
59	公募要領	25	1.(1)本プロジェクトに係る基準額及び上限額 ア 供用開始後の管理・運営に係る基準額	「供用開始後の管理・運営に係る基準額」について、指定管理料の上限額のような形で記載されていますが、供用開始の時期が数年先であり、この段階で示されるのはリスクとも捉えられますが、人件費の上昇等をどの程度見込まれているのでしょうか。	「供用開始後の管理・運営に係る基準額」は、令和5年度までの実績に基づいて算出したものであり、質問内容に記載のとおり、供用開始時期を踏まえた物価・人件費上昇分は考慮していません。当該上昇分は、適切に反映すべきものと考えていますが、単純に加算することではなく、管理・運営計画の策定及び基本設計の実施に当たり、管理・運営費の縮減や歳入増の検討などを行いながら、適切な管理・運営費を定めていきます。
60	公募要領	25	1.(1)本プロジェクトに係る基準額及び上限額 ア 供用開始後の管理・運営に係る基準額	「ア 供用開始後の管理・運営に係る基準額」の図から、管理・運営予定者（民間事業者）の努力により、収入が増加した場合、当該増加分を用いて、指定管理料を圧縮させるといったことが主眼に置かれていると推察しますが、お考えをお聞かせください。	市として、指定管理料の圧縮が図れることが望ましいとは考えます。ただし、マスタープランにも記載しているとおり、本プロジェクトを公民連携により進めるねらいの一つとして、民間主導によるエリア価値の創出・向上を期待しています。市としては、民間事業者にとつてのなにかしらのインセンティブ（動機）（イメージしやすいものとして収益を例示しています。）に基づく、主体的な取組（＝投資）が効果的かつ持続的なエリア価値の創出・向上を実現するものと考えています。（例えば、インセンティブを「収益」と捉えた場合、単純に収益の一部を還元してほしいというわけではなく、収益拡大のための事業者の主体的な取組が、副次的にエリア価値の向上にも寄与し、行政、市民を含めた三方良しとなる仕組みが理想であると考えています。）

質問番号	書類名	ページ	項目	質問内容	回答
61	公募要領	25	1.(1)本プロジェクトに係る基準額及び上限額 ア 供用開始後の管理・運営に係る基準額	「ア 供用開始後の管理・運営に係る基準額」の既存施設別の内訳をご教示ください。	「供用開始後の管理・運営に係る基準額」の算定における（複合化する既存施設（機能）の現在の管理・運営費）内訳は、次のとおりです。 【歳出】 ・藤沢市民会館 ：約3.09億円（委託料、光熱水費等） ・藤沢市民ギャラリー ：約0.16億円（需用費等） ・藤沢市アートスペース ：約0.47億円（委託料、需用費等） ・藤沢市南市民図書館（常設展示室及び市民ギャラリー（一部）に係る費用を含む） ：約1.16億円（委託料、負担金等） ・藤沢市文書館 ：約0.05億円（委託料、光熱水費） ・藤沢青少年会館 ：約0.80億円（指定管理料） ・藤沢市市民活動推進センター ：約0.30億円（指定管理料、負担金） ・奥田公園 ：約0.14億円（委託料、修繕費等） ・奥田公園駐車場 ：約0.63億円 【主な歳入】 ・藤沢市民会館 ：約0.51億円（使用料等） ・藤沢市民ギャラリー ：約0.02億円（使用料等） ・奥田公園駐車場 ：約0.24億円（駐車料金(公共施設利用者分に限る。)）
62	公募要領	25	1.(1)本プロジェクトに係る基準額及び上限額 イ 実施設計及び建設工事に係る上限額	管理・運営予定者にも施設整備に係るコストコントロールを求められるのでしょうか。	協働する基本設計者の業務内容において、コストマネジメントに係る技術者を配置した上で、標準業務を実施するとともに、「維持管理費・水光熱費等のランニングコストに係るシュミレーション業務」を付しています。 このことを踏まえ、管理・運営予定者には、基本設計者と連携してコストコントロールしていただくことを求めます。
63	別添資料1 管理・運営計画策定業務委託仕様書	3-4	1.1 業務内容 (4)市民参画プラットフォームへの協力・参画業務 イ プレ企画等の実施	プレ企画の実施回数の想定はありますでしょうか。また、開催に伴う会場の使用に係る経費等の負担はないものとして考えてよいでしょうか。	プレ企画等の実施は、市民参画プラットフォームやその他取組の状況によって、規模や回数を決定するものと考えているため、実施回数は、決定していません。会場は、原則、市公共施設を使用することを想定しているため、使用料の負担はないものと考えています。
64	別添資料1 管理・運営計画策定業務委託仕様書	6	2.7 再委託の禁止	収益施設の設置について、マーケティング等の調査を実施する場合、別途再委託が必要になると考えていますが、問題ないでしょうか。また、再委託先に市内業者を含めるなど、条件等がありますでしょうか。	再委託について、キュレーション担当企業が担う業務以外の業務で、一部かつ業務の主要な部分を除き、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。質問内容に記載のある「収益施設の設置に係るマーケティング等の調査」について、再委託することは、可とします。 なお、再委託先を市内事業者としなければならない条件はありません。
65	別添資料1 管理・運営計画策定業務委託仕様書	7	2.8 業務責任者等	「業務責任者及びキュレーターは、兼任することができません。」とありますが、業務担当者とキュレーターは兼任することが可能でしょうか。また、業務責任者等に関して、専任（他の委託に従事することができない等）の規定はありますでしょうか。	業務担当者及びキュレーターを兼任することは、可としますが、キュレーターの役割を十分ご理解いただいた上で、選任してください。 なお、業務責任者等に関して、本業務への専任の規定はありません。
66	別添資料1 管理・運営計画策定業務委託仕様書	7	2.8 業務責任者等	業務責任者等について、人事異動等があった場合に変更することは可能でしょうか。	公募要領P.26「1.(6)その他」に記載のとおり、原則、変更することはできません。 ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合には、市の承諾を得た上で、同等以上の業務責任者等に変更することができるものとします。 この取扱いは、本業務の実施期間中に限るものですが、本業務以降も業務責任者等が継続して本プロジェクトに関与することが望ましいと考えていますので、供用開始を見据えた実施体制等を検討いただけますようお願いします。
67	別添資料1 管理・運営計画策定業務委託仕様書	8	2.10 業務の成果品	2026（令和8年）3月13日（金）までに提出する施設整備条件書（素案）の成果品について、どの程度の内容を求められるのでしょうか。本業務と基本設計が並行して実施されますが、施設整備条件書がまとまってから基本設計に着手するとなると、スケジュール的にかなりタイトであると感じます。市の想定をお聞かせください。	協働する基本設計者の業務内容に、「管理・運営計画策定協力業務」を含めており、早期に着手可能な事前調査等をはじめ、設計者としての知見活かし、コンテンツの実施に必要な施設（機能）の諸元等の整理に意見出しをしながら、設計を同時並行的に進めていくことを想定しています。施設整備条件書の最終的な成果品としては、実施設計・建設工事の発注を見据えた要求水準書のベースになるものと考えていますが、2026（令和8年）3月13日（金）までに提出する施設整備条件書（素案）については、検討過程における骨子（基本設計の前提となる与条件の整理等）の作成までと考えています。
68	別添資料1 管理・運営計画策定業務委託仕様書	8	2.10 業務の成果品 (3)成果品の提出期日	別途公募している基本設計委託の仕様書を拝見し、基本設計者の基本設計図面（案）の成果品提出時期（2026年8月）より、管理・運営計画の成果品提出時期（2026年3月）が先となっていますが、そのスケジュールとした意図をご教示ください。	本プロジェクトの進め方として、提供するコンテンツや最適な管理・運営のあり方から考えることとしており、基本設計より管理・運営計画の検討が先行します。施設整備条件書（素案）及び管理・運営計画（素案）は、令和7年度の出来高の確認及び委託期間を踏まえた中間成果品として、2026年（令和8年）3月13日（金）までに提出を求めているものです。中間成果品の提出段階では、検討過程における骨子（基本設計の前提となる与条件の整理等）の作成まで進めることを想定しています。また、基本設計委託の基本設計図面（案）については、管理・運営計画（素案）及び施設整備条件書（素案）を踏まえ、検討経過の資料として、議会等への報告のタイミングを考慮した上で、2026年（令和8年）8月28日（金）までに提出を求めるものです。
69	別添資料2 コンテンツ及び管理運営計画項目（案）	1	1.コンテンツ	現時点で、事業（コンテンツ）の実施回数やアウトリーチの実施回数に関して、ノルマのようなものを設定する考えはありますでしょうか。	実施回数は、アウトプット評価の一つとして考えられますが、本プロジェクトでは、中長期的な視点として、社会問題や地域課題に対するアウトカムの指標が重要であると考えています。提案審査項目の企画項目「コンテンツの融合【特定テーマ2】」の評価の視点を十分ご理解いただいた上で、提案いただきますようお願いします。
70	別添資料2 コンテンツ及び管理運営計画項目（案）	6	2.管理・運営計画項目（案）	管理・運営計画策定の段階において、例えば、デベロッパーを参画させるなどして、民間収益施設を誘致する段階まで到達することは困難であると考えますが、市のお考えをお聞かせください。	ご質問のとおり、検討期間や供用開始までの期間が長いことから、民間収益施設の誘致を決定することまでは難しいと考えています。

質問番号	書類名	ページ	項目	質問内容	回答
71	別添資料3 市民参画プラットフォーム概要	1	2.プラットフォームの機能	市民参画プラットフォームのイメージをお伺いできますでしょうか。	本プロジェクトにおいては、単に計画や設計の内容に対して意見を述べるだけではなく、コンテンツの作り手となる市民参画のあり方を構築したいと考えています。「別添資料3 市民参画プラットフォーム概要」に記載のとおり、令和7、8年度は、管理・運営予定者及び基本設計者と協力し、市が主体となって、コンテンツなどの実験・検証を行いながら、市民参画の土台作りを行います。市民参画プラットフォームの令和9年度以降のあり方は、令和7、8年度の間に、管理・運営予定者からの提案、意向等を踏まえ、整理したいと考えています。供用開始後、最終的には、市及び管理・運営者がサポートしながら、市民が主体となり自走していくことが理想であると考えています。協力・参画としているものの、立ち上げ段階から管理・運営予定者に積極的に関わっていただくとともに、課題と捉えている本プロジェクトにこれまで関わりのない市民等を巻き込むための工夫について、一緒にサポートいただきたいと思います。なお、企画提案では、市民参画プラットフォーム概要を踏まえつつ、コンテンツの実験・実証以外にも、当該プラットフォームを活用したその他の取り組みに関する提案も期待しています。
72	別添資料3 市民参画プラットフォーム概要	2	4.役割分担	市民参画プラットフォームについて、公募要領では、「協力・参画」という印象が強いですが、企画提案書に記載すべき内容としては、市民参画をプラットフォームをどのように活用するか具体的に求められています。供用開示後の市民参画ということに主眼を置けばよいのか、そこまでのプロセスを含めて、「協力・参画」というよりは、むしろ全面的に主体的に関わってほしいのか、お考えをお聞かせください。	※質問番号71～73は、同一回答のため、まとめて記載しています。
73	別添資料3 市民参画プラットフォーム概要	2	4.(3)管理・予定者の役割	「【図2_市民参画プラットフォームにおける役割分担表（案）】」について、立ち上げ、場の設定、ファシリテーション等は、市が主体的に行うことになっているが、管理・運営予定者は参画・協力という立場で、第三者的な役割に見えますが、その理解でよろしいでしょうか。	
74	別添資料3 市民参画プラットフォーム概要	2	4.(3)管理・予定者の役割	市民参画プラットフォームを今後どのように進めていくか検討が必要かと思いますが、基本的には市が立ち上げを行い、先導しながら、管理・運営予定者等がコンテンツの提供をとおして、アドバイス等をする役割を担うイメージなのでしょうか。また、共創コンテンツのイメージについて、お考えをお聞かせください。	
75	別添資料4 基本協定（案）	-	-	基本協定書はグループとして締結、令和7、8年業務については代表企業が契約締結する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
76	別添資料4 基本協定（案）	-	(市及び管理・運営予定者の責務) 第2条	第2条第3項の文中に、「管理・運営予定者が指定管理者となることが妥当と考える場合には、」とありますが、指定管理者の選定手続きに当たっては、改めて提案を求める形になるのでしょうか。	指定管理者の指定は、通常どおり、指定管理者の選定手続きに必要な提案審査等の過程を経る必要があります。
77	別添資料7 審査選定基準	2	2.(1)審査項目	提案審査項目の基本項目「スケジュール・進め方」について、基本設計者の提案内容との整合性を評価されるわけではないという認識でよろしいでしょうか。また、各公募型プロポーザルの一次審査は別々で実施されるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。同じ提案審査項目と評価の視点としながらも、審査は別々の公募型プロポーザルのため、個別に実施します。
78	別添資料7 審査選定基準	2-4	2.(1)審査項目	企画提案書の作成に当たっては、全体的に具体的な管理・運営に係る方策というより、どちらかというと本プロジェクトを共に進めていく上での考え方を問われていると理解していますが、認識のずれはありますでしょうか。	ご認識のとおりです。審査選定基準表における評価の視点の内容を十分ご理解いただいた上で、提案いただきますようお願いいたします。

質問 番号	書類名	ページ	項目	質問内容	回答
79	別添資料7 審査選定基準	3	2.(1)審査項目	提案審査項目の企画項目「管理・運営の統括【特定テーマ1】」について、効率的かつ効果的な施設運営及び維持管理に関する方策、運営・維持管理費の削減効果を期待されていますが、実際に指定管理者となった際の運営や維持管理の考え方や経費削減の考え方を提案するのでしょうか。	企画提案に係る内容のため、具体的な内容はお答えできませんが、管理・運営の方法や施設の与条件等が定まっていない現時点において、供用開始後の施設運営や維持管理方法等を提案することは難しいと考えます。供用開始後を見据え、これまで複合施設等での運営業務実績を踏まえ、計画策定に当たって押さえておくべきポイントや留意点、課題等に対するアプローチの仕方などの提案を期待しています。
80	別添資料7 審査選定基準	3	2.(1)審査項目	マネタイズの実現イメージをご教示いただくことは、企画提案に係る内容のため、できないかと思いますが、マネタイズできる仕組み自体を提案しなければならないのか、それともマネタイズできる仕組みを様々な情報網等を使って検討できる体制や視点を持っているかを求められているのでしょうか。	本件公募型プロポーザルの企画提案では、民間事業者のノウハウを活かし、マネタイズに対する方策やアプローチの仕方（商圏の分析等）に関する提案を求めており、具体的な収益施設を提案いただくものではありません。
81	別添資料8 申請様式一式	5	1.(4)作成上の留意事項	「企画提案書及び企画提案概要書は、応募者が特定できる企業名やロゴマークは一切記載しないでください。」とありますが、協力企業・アドバイザーについては記載することは可能でしょうか。	応募者以外の再委託先（協力企業）やアドバイザーを記載することは、可としますが、企業間での合意、実現性を担保した上で、記載してください。
82	別添資料8 申請様式一式	5	1.(4)作成上の留意事項	応募者の企業名が連想される商品名やイベント内容、また、調べれば管理運営企業名が分かる実績施設名を記載することについては問題ないでしょうか。	イベントや取組内容等を記載することは、可としますが、具体的商品名、イベント名、施設名等の固有名詞の記載は、控えてください。
83	別添資料8 申請様式一式	5	1.(4)作成上の留意事項	企画提案概要書について、(様式3-4)企画提案概要書に記載の内容以外に決まりはありますでしょうか。企画提案書の内容を転記するだけでも問題ないのでしょうか。	市民等に向けた展示に使用するものであり、紙面割り等の指定はありません。記載する内容は、企画提案書に記載の内容に限るものとし、市民等が鑑賞することを踏まえた文字サイズにするなど、ご配慮いただきますようお願いします。
84	別添資料8 申請様式一式 様式2-1 参加表明書	-	-	参加表明書の提出に当たり、4/1付け組織改編後の予定所属名を記載する形でよろしいでしょうか。	参加表明書等の提出に当たっては、参加表明書等の提出時点の所属名と、次の記載例のとおり、カッコ書きで新所属名を併記してください。 (記載例) ●●●●●●（4/1以降新所属名：●●●●●●）
85	-	-	-	既存施設の運営事業者の事務所も新施設に移転されるお考えはあるのでしょうか。	コンテンツ等の実施に必要な最低限の事務所は、新施設内に設置されるものと考えておりますが、現時点で想定はありません。
86	-	-	-	本業務をはじめ、本プロジェクトをととした今後の市の実施体制について、施設所管課等との調整を含めて、どのようなお考えがあるかどうかお聞かせください。	本業務の実施期間である令和7、8年度は、機能集約・複合化する対象施設（機能）を所管する課等と連携を図りながら、企画政策課が主体となり、プロジェクトを推進していきます。本業務以降の市の実施体制は、供用開始後の管理・運営を見据え、円滑な連携が図れるよう、望ましい実施体制を構築したいと考えています。
87	-	-	-	供用開始後の管理・運営においては、既存施設（機能）の所管課の枠を超えて、政策の方向性やプロモーション、広報等について、市も一貫した体制の構築が必要と考えますが、実施体制について、どのようなお考えがあるかどうかお聞かせください。また、市と管理・運営予定者とのやりとりは、代表企業やキュレーション担当企業が窓口になるイメージでしょうか。	市の実施体制は、供用開始後の管理・運営を見据え、円滑な連携が図れるよう、望ましい実施体制を構築したいと考えています。また、本業務の実施期間における市とのやりとりは、管理・運営予定者の代表企業及びキュレーション担当企業に担っていただきます。
88	-	-	-	供用開始後の市の実施体制の想定についてお伺いできますでしょうか。	市の実施体制は、供用開始後の管理・運営を見据え、円滑な連携が図れるよう、望ましい実施体制を構築したいと考えています。
89	-	-	-	事業者同士のマッチング機会の場を設ける予定はありますでしょうか。また、参画意欲のある事業者の情報提供をしていただくことはできないでしょうか。	マッチング機会の場を設ける予定はありません。